



登録のご案内  
(クリーンウッド法)

公益財団法人 日本合板検査会

# 登録のご案内

## 目次

1 公益財団法人 日本合板検査会と登録 .....	3
2 登録の問い合わせ .....	3
3 本会が行う登録実施事務の対象としている事業の範囲 .....	3
4 本会が審査に用いる法令等 .....	3
(1) クリーンウッド法.....	3
(2) クリーンウッド法施行規則.....	3
(3) 判断基準省令 .....	3
5 登録の審査基準 .....	3
6 登録の標準処理手順 .....	4
(1) 登録の取扱いについての事前打合せ.....	4
(2) 登録に係る手数料.....	4
(3) 申請書類及び関連書類の送付.....	4
(4) 追加情報.....	4
(5) 認定申請者が本会に提出する申請書に対する同意の確認.....	4
(6) 申請書類等の受付.....	4
(7) 登録の取消しとなった木材関連事業者の再登録申請 .....	5
(8) 本会に提出された書類の取扱い .....	5
(9) 審査の実施 .....	5
(10) 登録の決定と通知 .....	6
(11) 登録簿への登録 .....	6
(12) 登録の公示.....	6
(13) 登録証の公布 .....	6
(14) 標準処理期間 .....	7
(15) 名称の使用等 .....	7
7 登録実施事務を行う時間及び休日.....	7
8 登録後の取扱い .....	7
I 年度報告 .....	7
II 登録事項の確認.....	7
III 登録事項の変更.....	8
IV 登録の更新.....	8
V 登録の取消し、及び抹消.....	8
9 本会と登録木材関連事業者との関係 .....	8
(1) 登録に当たっての取決め .....	8
(2) 登録木材関連事業者の公表 .....	9
(3) クリーンウッド法に関する普及啓発 .....	9
(4) 苦情・異議申し立て手続 .....	9

(5) 機密保持 .....	9
10 本会のその他の業務について .....	9
(1) JAS認定機関 .....	9
(2) 第三者試験・検査機関 .....	9
付属資料	
別紙1 登録の問い合わせ先.....	1 1
別紙2 登録までの流れ.....	1 2
別紙3 登録範囲の要望書.....	1 3
別紙4 登録に係る標準的手数料.....	1 6

## 1 公益財団法人日本合板検査会と登録

公益財団法人日本合板検査会（以下「本会」という。）は、内需合板、特需合板及び輸出合板の自主検査を目的に1949年に設立された社団法人日本合板検査会を前身として、その業務を継承して1955年に設立された、非営利の団体です。

今般、我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的とした「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（2016年5月20日公布。以下、「クリーンウッド法」という。）の2017年5月20日施行に伴い、木材関連事業者を「合法伐採木材等の利用を確保するための措置」を講ずるものとして登録実施事務を行う登録実施機関として、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の三省から認可を受けました。

## 2 登録の問い合わせ

本会には、別紙1のとおり日本全国に7事業所があります。登録の問い合わせを行う場合は、別紙1(11ページ)の事業所等一覧の本部又は担当区域の事業所にお問い合わせください。

## 3 本会が行う登録実施事務の対象としている事業の範囲

本会の登録実施事務の対象とする事業は以下のものとなります。

- (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業
- (2) 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業
- (3) 木質バイオマスを用いた発電事業

本会は、クリーンウッド法令に基づき審査及び登録を行います。

## 4 本会が審査に用いる法令等

- (1) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成28年5月20日法律第48号）
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則(以下、「施行規則」という。)(平成29年5月1日農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)
- (3) 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(以下、「判断基準省令」という。)(平成29年5月23日農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号)

## 5 登録の審査基準

本会は登録の審査のために「合法性の確認」を「判断基準省令」に従った提出書類（納品書、通関書類など）について、国が提供する情報等を踏まえて確認を行い、合法伐採木材等の利用の確保のための措置を適切かつ確実にに行える否かの観点で審査を実施します。

「合法性の確認」のための書類（納品書、通関書類など）は、次のとおりです。

- (1) 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- (2) 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- (3) 重量、面積、体積又は数量
- (4) 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び

住所（樹木の所有者にあつては記載不要。）

- (5) 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類。

## 6 登録の標準処理手順（別紙2(12ページ)に登録までの流れをまとめています。）

### (1) 登録の取扱いについての事前打合せ

登録申請内容（登録の範囲等）について、別紙3(13～15ページ)にあります様式に必要な事項を記載し本会に提出していただきます。その資料をもとに登録申請者と打合せを行います。

尚、別紙3の登録範囲の要望書の様式はご連絡いただければメールにてデータファイルをお送りいたします。あるいは、複写して直筆にて記載され管轄区域の事業所にFAXにてお送りいただいてもかまいません。

また、記載に際しましては、別添の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要等」、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引」、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A」又は「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン」を参考になさってください。

### (2) 登録に係る手数料

標準的な手数料は、別紙4(16ページ)のとおりですが、詳細、並びにご不明の点などにつきましては、打合せ時にお伝えします。

### (3) 申請書類及び関連書類の送付

本会は、前項(2)に係る手数料額について登録申請者の承諾を確認した後に、登録申請書様式、登録申請書添付書類リスト、誓約書及び登録実施事務規程を送付します。

また、申請時及び登録後に支払う経費及び方法についての関連文書を送付します。

### (4) 追加情報

本会は、クリーンウッド法等の改正など必要に応じて追加の情報をお伝えします。

### (5) 登録申請者が本会に提出する申請書に対する同意の確認

登録に係る必要な権限を付与された登録申請者の代表は、本会の登録実施事務規程を遵守することに同意の上、誓約書に記名及び捺印をして申請していただきます。

### (6) 申請書類等の受付

本会は、登録実施事務の範囲内であること、内容に不備がないこと、記載事項に漏れがないこと、明らかに瑕疵がないことを確認して登録申請を受理します。また、登録申請の受理を拒否する場合は、その理由を登録申請者に通知します。

不備等がないことを確認できた場合又は不備等が補正され登録申請を受理した場合はその旨を審査計画(審査員氏名、審査の判定の見込みスケジュール等)、並びに手数料の納付に関する事項を含めて登録申請者に受理通知書をお送りします。

原則として手数料が納付されていることを確認した日を受付日とします。

また、登録申請を委任された者による申請の場合についても同様に受け付けますが、代理の者による申請は受け付けることができません。

※申請書類等の受付の際は、登録免許税法による木材関連事業者の登録料 15,000円の領収書、あるいは納付書の写しが必要となります。最寄りの金融機関にてお支払い出来ます。

(7) 登録の取消しとなった木材関連事業者の再登録申請

クリーンウッド法第14条第1項において登録の取消しとなった木材関連事業者又は本会以外の登録実施機関において登録の取消しとなった木材関連事業者が、登録の取消しとなった日、又は罰金以上の刑に処され、その執行を終わった日から1年以上経過し、再登録申請する場合においても(1)から(6)の手順で行います。

(8) 本会に提出された書類の取扱い

本会は、提出された書類及び情報を審査準備のために用い、適切な機密保護のもとで取扱います。

(9) 審査の実施

1) 審査の準備

理事長は、検査所にあつては所長が「審査員名簿」の中から登録の申請に係る書類審査を行う者を指名し、審査を行わせます。

\*登録実施事務を行う審査員について

本会は、「登録実施事務を行う審査員等の力量の基準」に基づき、登録に関する業務の手順、判断基準、審査技能等の教育・訓練を受け、かつ、必要な技術的知識及び経験を有する力量のある者を任命しています。

また、「登録実施事務に係る審査員等研修規定」に基づき定期的に研修を実施することとしています。

2) 審査の実施

審査員は提出された申請書類に記載された事項について判断基準を踏まえ、登録実施事務マニュアルにしたがって書類審査を行います。

登録申請内容が、林野庁が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく「森林認証制度又はC o C認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林、木材等の認証制度における認証を得ている範囲と重複している場合には、審査に活用できます。

3) 審査の終了

登録申請者が、以下に該当する場合は、クリーンウッド法に規定する欠格条項等に抵触する者として、審査を終了します。

(ア) 申請者がクリーンウッド法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者であるとき。

(イ) 申請者がクリーンウッド法第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者であるとき。

(ウ) 申請者が法人である場合において、その役員のうち前(イ)のいずれかに該当する者があるとき。

(エ) 登録申請者から本会の規程に従わない旨の表明があった場合。

4) 審査の中止

登録申請者が正当な理由なく、登録審査に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、本会は審査を中止することができます。

5) 審査結果報告書

審査員は審査終了後、審査の結果を理事長に報告します。登録申請が適合していると確認される場合には登録を可とする意見を付して、適合していないと確認される場合

には登録を否とする意見を付して、審査結果報告書を理事長に報告します。

(10) 登録の決定と通知

理事長は、審査員から登録の可否に関する意見を付した審査結果報告書を受領した場合には、登録又は登録の拒否を決定します。登録を拒否する場合は、その旨を、理由を付して登録申請者に通知します。

(11) 登録簿への登録

登録を決定した登録申請については、本会の登録簿に登録します。登録簿に記載される事項は次のとおりです。

- 1) 木材関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 2) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲
    - (ア) 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
    - (イ) 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
    - (ウ) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
    - (エ) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
    - (オ) (エ)の木材等の一年間の重量、面積、体積又は数量の見込み
    - (カ) 第一種木材関連事業を行う者にあつては、当該第一種木材関連事業に係る(エ)の木材等の原材料となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域
  - 3) 登録年月日及び登録番号
- なお、認定通知書は、再発行しません。

(12) 登録証の交付

本会は、登録申請者に登録を行ったことを通知する際に「第○種登録木材関連事業者登録証」を交付します。登録証の有効期間は、クリーンウッド法第12条の規定により5年ごとに登録の更新を行うため、登録の日から5年となります。

「第○種登録木材関連事業者登録証」として記載される事項は次のとおりです。

- (ア) 登録番号
- (イ) 事業者の所在地
- (ウ) 事業者の名称
- (エ) 代表者の氏名
- (オ) 登録の有効期間

(13) 登録の公表

登録を行ったときは、登録申請者に通知するとともに公表します。公表は、事務所における公衆の閲覧及びインターネットによる情報提供になります。公表する事項は次のとおりです。

- 1) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲
  - (ア) 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
  - (イ) 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別

(ウ) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

(エ) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類

3) 登録年月日及び登録番号

#### (14) 名称の使用等

クリーンウッド法第13条の規定により木材関連事業者の登録を受けた者（以下「登録木材関連事業者」という。）は、主務省令(施行規則第10条)で定めるところにより、登録に係る合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲において、登録木材関連事業者という名称を次のように用いることができます。

(ア) 第一種木材関連事業を行う者は、「第一種登録木材関連事業者」

(イ) 第二種木材関連事業を行う者は、「第二種登録木材関連事業者」

ただし、これらの名称を用いる場合には、登録された事業の範囲について誤解を招く恐れがないように適切な名称の使用が必要となります。登録を行っていないにもかかわらずこれらの名称を用いた場合や、登録を行っていても適切な名称の使用ができていない場合には、罰則や登録の取り消しの対象となります。

## 7 登録実施事務を行う時間及び休日

本会の登録実施事務を行う時間及び休日は、次のとおりです。

(1) 業務時間：平日9時から12時及び13時から17時まで

(2) 休業日：土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末の12月29日から31日まで並びに年始の1月2日及び3日

## 8 登録後の取扱い

### I 年度報告

登録木材関連事業者は、規程により少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について定められた「年度報告書」の書式により本会に報告を行う必要があります。（\*毎年度3月末日に取り纏めて、6月末日までに提出となります。）

本会が、年度報告書をもとに確認の必要があると認める場合には、質問その他の方法による調査に協力しなければなりません。

また、本会は主務省からの求めがあれば、実施状況について情報提供することになります。

### II 登録事項の確認

本会は、登録申請書等に基づき、登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること又は登録木材関連事業者の名称の適切な使用(名称を用いる場合における ①合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場 及び ②合法伐採木材等の利用確保措置の対象となる取り扱う木材等の種類 の記載を含む。)を遵守していることを確認の必要があると認められる場合には、理事長が指名した本会の審査員の行う質問その他の方法による調査に協力しなければなりません。

この確認は、年度報告時、5年ごとの登録更新時、あるいは情報提供のあった場合などになります。

審査員は確認の終了後、速やかに登録事項確認報告書を作成し、判断基準となるべき事項を踏まえ、登録木材関連事業者の取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用確保措置を適切かつ確実に講ずる者と認められるか否かの意見を付して理事長に提出

します。

また、確認の結果、必要があると認められるときは、本会は登録木材関連事業者に必要な措置を請求することができます。

### III 登録事項の変更

登録木材関連事業者は、6(11)登録簿への登録事項の変更がある場合には、変更に係るものを記載した書類を付して登録事項変更申請書を提出しなければなりません。

本会は、変更の適否を審査し、変更が適正である場合にはその変更内容に即して登録簿の記載を変更します。

登録の変更に係る手続きは、「登録事項変更申請書」をお送りし、6 登録の標準処理手順の(6) 申請書類等の受付、(9) 審査の実施、(10) 登録の決定と通知 及び必要に応じて(11) 登録簿への登録 から(14) 名称の使用等 までの手続きと同じです。

### IV 登録の更新

本会は、登録後5年ごとに行う登録の更新について、登録木材関連事業者が登録の継続のために、登録事項更新申請書により申請があった場合には、6 登録の標準処理手順と同様に更新を行います。

### V 登録の取消し、及び抹消

本会は、次のような判断をした場合には、登録の取消を行うことができます。

- 1) 登録木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保する措置を適切かつ確実に行っていない。
- 2) 「登録木材関連事業者」という名称を本法の規定に反して使用した。
- 3) 不正の手段により木材関連事業者の登録又はその更新を受けた。

ただし、登録の取消を行おうとするときは、その1週間前までに登録木材関連事業者にその旨を通知し、弁明の機会を設けます。

また、登録木材関連事業者の登録を取り消したとき、あるいは登録木材関連事業者の申請に基づいて登録を取り消し、抹消したときには、その旨を公表します。

## 9 本会と登録木材関連事業者との関係

### (1) 登録に当たっての取決め

本会は、クリーンウッド法の適正な実施及び運用に関して、本会が確認できるようにするため、登録する際には、以下の事項を登録申請者に求めます。

- 1) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について毎年指定した期日までに定められた「年度報告書」の書式により本会に報告すること。
- 2) 登録木材関連事業者としての更新（5年ごと）に適切に対応すること。
- 3) 登録の変更、休廃止等を行うときには、遅滞なく本会に届け出ること。
- 4) 登録期間において、主務大臣が必要に応じて行う検査等及び本会が必要に応じて行う質問その他による確認等に誠実に対応すること。
- 5) クリーンウッド法第11条第1項各号の欠格事項に該当することになった場合又は登録事項が判断基準等を満たさなくなった場合には登録の取消し及び抹消措置を受けるとともにその事実が公示されることを承知すること。
- 6) 登録木材関連事業者である旨の表示又は広告を行うときは、登録がクリーンウッド法の法令に適合していること示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- 7) 登録木材関連事業者である旨の表示又は広告を行うときは、本会の登録審査の内容その他の登録実施事務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- 8) 本会が、6)又は7)の条件に違反すると認めて表示又は広告の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること

- 9) 他者に登録木材関連事業者である旨の情報の提供を行うに当たっては、本会の登録審査の内容その他の登録実施事務の内容について誤認させるおそれのないようにすること
- 10) 登録木材関連事業者登録証の写しを他者に提供する場合は、複製である旨明記（複製、コピー、写し等）し、複製すること。
- 11) 登録等に関して知り得た秘密を保持すること。
- 12) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置等を適切に実施しなかったことに起因する賠償等が提起された場合には、登録木材関連事業者（登録申請者）がその責を負うこと。
- 13) クリーンウッド法等の改正又は本会の登録実施事務規程の改正が行われた場合には、本会の指示に従うこと。

## (2) 登録木材関連事業者の公表

本会は、クリーンウッド法の規定により、以下の事項を遅滞なく公示しなければなりません。公示は、事務所における公衆の閲覧及びインターネットによる情報提供になります。

- 1) 登録木材関連事業者の登録
- 2) 登録の取消し、及び抹消

## (3) クリーンウッド法に関する普及啓発

本会は、クリーンウッド法の普及啓発を図るために、クリーンウッド法に関する問い合わせ及び本会の業務内容についてのパンフレットの作成配布等を行います。また、関係団体に、クリーンウッド法に関する情報提供を行います。

## (4) 苦情、異議申し立て手続き

本会は、登録の決定に至るまでの本会の審査に対して、登録申請者が本会に苦情又は異議を申し立てることができることを伝えます。

本会は、苦情、異議の申し立てがあった場合には本会の「登録実施事務に係る苦情及び異議申し立て処理要領」に従って対応します。

## (5) 機密保持

本会の役職員及び外部の機関又は個人を含む全ての者は登録申請書類、審査又は比較試験に関連して、登録申請者から提出された全ての情報をクリーンウッド法及びその他の法律で求められる場合を除き、外部に対し機密保持を原則とします。

なおこの場合、9(2)により公表する内容または登録木材関連事業者の書面での合意があった内容に限り公表できることとします。

## 10 本会のその他の業務について

### (1) JAS認定機関

本会は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準（ISO/IEC 17065）に適合する者として農林水産省より認可を受けたJAS制度における登録認定機関として、合板、集成材、フローリング、単板積層材、構造用パネ、枠組壁工法構造用たて継ぎ材及び直交集成板の製造業者等のJAS認定を行っています。

### (2) 第三者試験・検査機関

#### ア 受託試験機関

本会は、JASの認定の技術的基準に定められた、品質管理のための検定証明を定期的に行う第三者機関です。

また、一般からの依頼を受けて各種試験を行っています。

イ 格付のための試料の検査機関

本会は、認定の技術的基準に定められた、JAS格付のための試料の検査を適正に行  
いうる機械器具及び人員を有する機関です。

※ 尚、JAS認定と木材関連事業者の登録は別のお取扱いになります。

別紙 1 事業所等一覧

木材関連事業者の登録についての問い合わせ先

登録実施事務を行う事業所の所在地

事業所名	所在地及び電話番号等	担当区域
本部	〒105-0003 東京都港区西新橋三丁目13番3号 (ユニゾ西新橋三丁目ビル) TEL 03-5776-2680 FAX 03-3438-1360 E-mail: info@jpic-ew.or.jp	全国
北海道検査所	〒003-0013 北海道札幌市白石区中央三条三丁目6番25号 TEL 011-833-0808 FAX 011-833-3222 E-mail: jpic-hkd@jpic-ew.or.jp	北海道
東北検査所	〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ一丁目5番49号 TEL 019-647-1660 FAX 019-647-1662 E-mail: jpic-thk@jpic-ew.or.jp	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県
東京検査所	〒340-0023 埼玉県草加市谷塚二丁目11番33号 TEL 048-928-3331 FAX 048-928-3333 E-mail: jpic-ky@jpic-ew.or.jp	東京都、神奈川県、埼玉県、 群馬県、栃木県、千葉県、 茨城、福島県、山梨県、 新潟県、長野県の一部 (名古屋検査所の担当区域を 除く。)
名古屋検査所	〒453-0855 愛知県名古屋市中村区烏森町六丁目117番地 TEL 052-483-2225 FAX 052-483-2227 E-mail: jpic-ngy@jpic-ew.or.jp	静岡県、愛知県、岐阜県、 三重県、富山県、石川県 長野県の一部(茅野市、 諏訪市、岡谷市、伊那市 駒ヶ根市、飯田市、上伊那郡、 下伊那郡、松本市、塩尻市、 大町市、木曾郡、南安曇郡、 北安曇郡、東筑摩郡)
大阪検査所	〒559-0026 大阪府大阪市住之江区 平林北二丁目2番8号 TEL 06-6685-0255 FAX 06-6685-5134 E-mail: jpic-osk@jpic-ew.or.jp	大阪府、京都府、滋賀県、 福井県、奈良県、和歌山県、 兵庫県、香川県、徳島県、 愛媛県、高知県、
中国検査所	〒690-0825 島根県松江市学園一丁目9番地 8号 TEL 0852-25-5755 FAX 0852-25-5756 E-mail: jpic-cgk@jpic-ew.or.jp	島根県、鳥取県、広島県、 岡山県、山口県の一部(光市、 柳井市、岩国市、玖珂郡、 熊毛郡、大島郡)
九州検査所	〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸三丁目1番38号 TEL 093-321-3434 FAX 093-321-3435 E-mail: jpic-kys@jpic-ew.or.jp	福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、熊本県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県、山口県の一 部(中国検査所の担当区域を 除く。)

## 登録までの流れ

木材関連事業者

登録実施機関

登録範囲要望書の提出



見積書の作成

見積書に対する同意書の提出



事前打ち合わせ  
※登録範囲等

- ・要望書の作成も事前打ち合わせに含む

登録免許税の支払い

[登録免許税の領収書、あるいは納付書の写しが必要]

- ・国への支払い
- ・法第11条欠格事項の確認

申請書の作成・提出



受付・申請書類確認

補正作業



補正要求

- ・補正が出来ない場合等は、不受理通知書発行

補正完了・報告



受付台帳に記載

- ・期日までに手数料納付がされない場合は、審査中止し台帳から削除

審査手数料の納付



受理通知書発行  
審査料請求書の発行

- ・登録した審査員が実施
- ・判定基準を踏まえて適切・確実に行えるかどうか審査

審査実施

審査結果報告書の作成

- ・法令等で規定する事項を全て特定して作成

理事長への報告

理事長が登録の可否を決定



登録の可否を通知

- ・拒否する場合はその旨を通知

登録簿への登録

- ・登録事務員が実施

登録木材関連事業者



登録証の発行

公表

- ・インターネット等を利用して公表

※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

## 登録範囲の要望書

年 月 日

公益財団法人日本合板検査会理事長 殿

申請者名	社名: 役職名・代表者名:	印
住所		

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)(平成28年5月20日法律第48号)に基づき木材関連事業者についての登録を受けるにあたって、下記の通り要望いたします。

## 記

1. 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別	① 第一種木材関連事業 ② 第二種木材関連事業 *該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付す。
林野庁の定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証の取得の有無。 *右覧の該当する区分に○印。	有・無
<p>(定義) &lt;参考&gt;</p> <p>① 第一種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)</li> <li>【例: 素材生産業者から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)</li> <li>【例: 自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業】</li> <li>・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業</li> <li>【例: 森林組合、木材市場、県森連等】</li> <li>・木材等の輸入をする事業(輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。)</li> </ul> <p>② 第二種木材関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業以外のもの。</li> </ul> <p>「木材等」とは: 木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。</p> <p>【一度使用されたものの例: 丸太の剥き芯、工場の端材、ゴム樹液採取後のゴムノキ】(申請できません。)</p> <p>「木材」とは: 「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材、CLT」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」</p> <p>※薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p> <p>※「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません(なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。)</p> <p>※フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。</p>	
2. 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別	① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③ 木質バイオマスをを用いた発電事業 *該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付す。

<p>3. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称  イ 所在地  ウ 事業内容  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合  ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名称  イ 所在地  ウ 事業内容  *複数ある場合は、ア～ウを列挙すること。  *必要に応じ別表 1 により整理すること。  *プロジェクト単位での申請は別表 2 に記載。ただし、建築又は建設をする事業に限る。</p>
<p>4. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類</p>	<p>① 第一種木材関連事業の場合(取り扱う木材等の種類全てを記載する。)  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p> <p>② 第二種木材関連事業の場合(取り扱う木材等のうち登録対象の木材等を記載する。)  *省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載すること。(1.の(定義) &lt;参考&gt;を参照)  *必要に応じ別表 1 により整理すること。</p>
<p>5. 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の 1 年間の重量、体積、面積又は数量の見込み</p>	<p>*必要に応じ 4.の区分等により別表 1 で整理すること。  *直近 1 年間に取り扱う見込みを記載。</p>
<p>6. 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域  (* 第一種木材関連事業のみ)</p>	<p>① 樹種(取扱いが想定される樹種名を列記):  ② 伐採された国又は地域(樹木の伐採された国又は地域):</p> <p>*必要に応じ 4.の種類等により主要な樹種、伐採された国名又は地域を別表 1 で整理すること。</p>
<p>7. 登録申請を担当する者の氏名及び連絡先  *委任申請は可。代理申請は不可。</p>	<p>【連絡先】  会社名  所属  担当者名  所在地 〒    電話/FAX 番号  e-mail</p>
<p>8. 請求書の宛先</p>	<p>【手数料請求先】  会社名  担当者名  所在地 〒    電話/FAX 番号  e-mail</p>

別表1 部門、事務所、工場又は事業場(プロジェクト単位を除く)の場合

1-(3)		1-(4)		1-(5)	1-(6) (第一種木材関連事業 の場合のみ記載。)	
部門、事務所、工場 又は事業場	所在地	木材等の種類		木材等の 1年間の重 量、体積、面 積又は数量 の見込み	樹種	伐採さ れた国 又は地 域
		大分類	小分類			

※必要に応じて行を追加してください。 ページ枚数は増えてもかまいません。 エクセルファイル形式等変更可とします。

※記載についての留意点等

- ・第一種及び第二種木材関連事業の登録申請をする場合は、表を別にしてください。
- ・部門、事務所、工場又は事業場：複数ある場合は列挙してください。
- ・所在地：番地(事務所等はビル名)までとし、電話番号も記載してください。
- ・事業内容：具体的な事業内容(製材、合板、集成材等の製造・販売等)が分かるように記載してください。
- ・木材等の種類：第一種木材関連事業は取扱う木材等の種類全てを、第二種木材関連事業は登録の対象とする木材等を記載してください。  
 大分類：(1)木材、(2)家具、(3)パルプ・紙、(4)木質建材、(5)中間製品 の別に記載してください。  
 小分類：大分類に応じて次の小分類の別に記載してください。  
 (1)木材 [①丸太、②-1 ひき板、②-2 角材、③-1 単板、③-2 突き板、  
 ④-1 合板、④-2 単板積層材、④-3 集成材、④-4 直交集成板、  
 ⑤-1 木質ペレット、⑤-2 チップ、⑤-3 小片]  
 (2)家具 [①椅子、②机、③棚、④収納用じゅう器、⑤ローパーテーション、⑥コートハンガー、  
 ⑦傘立て、⑧掲示板、⑨黒板、⑩ホワイトボード、⑪ヘッドフレーム]  
 (3)パルプは、木材パルプ と記載してください。  
 紙 [①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工用紙、  
 ④塗工されていない印刷用紙、⑤塗工されている印刷用紙、⑥ティッシュペーパー、  
 ⑦トイレットペーパー]  
 (4)木質建材 [①フローリング、②木質系セメント板、③サイディングボード]  
 (5)中間製品は、「中間製品」と記載してください。
- ・木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み：小分類ごとに直近1年間に取扱う見込みを記載してください。できるだけ m<sup>3</sup> 単位で記載してください。
- ・樹種：取扱いが想定される樹種名を列記してください。樹種名は一般的に使用されている樹種名を、輸入材はインボイス等に記載されている樹種名にしてください。木質ペレット、チップ等の多くの樹種が混在する場合には主な樹種を記載してください。
- ・伐採された国又は地域：樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。

・登録申請の際には以下は削除してください。

別表2 プロジェクト単位の場合

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材:
	物品:

※建築又は建設をする事業に限る。※事前打合せのための要望書です。登録申請書ではありません。

March 2018

## 別紙 4

### 登録に係る標準的手数料

#### 1 登録手数料（登録事項確認手数料・登録証発行手数料を含む）

- (ア) 第一種木材関連事業の場合  
事業所等の数が9以下 32,000円。
- (イ) 第二種木材関連事業の場合  
事業所等の数が9以下 30,000円。
- (ウ) 第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の場合  
事業所等の数が9以下 48,000円。

注）・上記以外の事業所等の数により手数料が若干変わります。（以下同様です。）  
・登録申請者から委託された者による登録申請も同額です。（以下同様です。）

#### 2 登録後に係る手数料

##### (1) 登録事項変更手数料

###### 1) 事業の別の変更（追加）の場合

- (ア) 第一種木材関連事業の場合  
事業所等の数が9以下 29,000円。
- (イ) 第二種木材関連事業の場合  
事業所等の数が9以下 27,000円。
- (ウ) 第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の場合  
事業所等の数が9以下 43,000円。

###### 2) 部門等、もしくは木材等の種類のみの変更（追加）の場合

- (ア) 第一種木材関連事業の場合  
事業所等の数が9以下 22,000円。
- (イ) 第二種木材関連事業の場合  
事業所等の数が9以下 21,000円。
- (ウ) 第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の場合  
変更（追加）する事業及び事業所等の規模に応じて、第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の手数料を適用します。

##### (2) 更新手数料（登録事項変更手数料を含まない。）

全事業種 事業所数にかかわらず 11,000円

##### (3) 年会費

全事業種 事業所数にかかわらず 10,000円

※ その他の登録事項に係る変更（追加）等の手数料につきましては、年会費に含まれる事項もありますが、その都度お問合せください。

※登録免許税法による、木材関連事業者の登録料 15,000円（更新料無料）の国へのお支払いは、最寄りの金融機関にて、申請者におかれまして納付してください。

（登録申請の際は、登録免許税の領収書、あるいは納付書の写しの添付が必要になります。）

#### 3 お支払いについて

- ・消費税は、別途申し受けます。
- ・登録手数料は前納とし、これ以外の手数料については、その都度納付となります。
- ・手数料の納付は、現金又は本会指定の銀行へ振り込んでください。